平成27年度市民参加の実施状況、結果及び審査会からの評価

No	課かい名	対象事項の名称	実施した市民参加の方法										審査会からの評価	
			パブリックコメント		審議会等	懇話会等	ワークショップ等	市民会議	公聴会等		意向調査	その他	評価結果	指摘事項
				人数（件数）						人数（回数）				
1	企画課	逗子市人口ビジョン・総合戦略の策定	○	0人（0件）		○							適当	転出者アンケートやグループインタビューは条例上の市民参加手続きではないものの、有効な手法であったため、実施した市民参加の方法の「その他」に加え報告することが望ましい。 案件の性質上、子育て世代の意見聴取が重要であり、乳幼児健診や幼稚園・保育園等の行事に合わせて実施する等、今後同様の市民参加手続きを行う際は、実施を検討されたい。
2	財政課	（仮称）逗子市ふるさと基金条例の制定について	○	0人（0件）					○	0人（1回）			適当	
3	防災課	逗子市国民保護計画修正事業	○	0人（0件）	○				○	1人（1回）			適当	
4	総務課	（仮称）逗子市行政不服審査会設置条例の制定について	○	0人（0件）					○	0人（1回）			適当	
5	情報政策課	社会保障・税番号制度導入に伴う、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定	○	0人（0件）					○	1人（1回）		○	適当	
6	課税課	逗子市市税条例の一部改正（都市計画税の税率の見直し）	○	0人（0件）					○	1人（1回）			適当	
7	納税課	逗子市市税条例の改正（市税の徴収、猶予制度）	○	0人（0件）					○	1人（1回）			適当	
8	生活安全課	ずし男女共同参画プランの策定	○	2人（10件）		○					○		適当	パブリックコメントにおいて、提出意見10件に対し8件採用し素案を修正したことは、市民意見を活かす姿勢が伺え、高く評価する。
9	生活安全課	逗子市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定	○	0人（0件）					○	0人（1回）			適当	
10	市民協働課	逗子市住民投票条例の一部改正について	○	150人（152件）	○								適当	
11	戸籍住民課	逗子市手数料条例の一部改正	○	0人（0件）					○	0人（1回）			適当	
12	国保健康課	第二次逗子市食育推進計画の策定	○	2人（4件）		○					○		適当	
13	国保健康課	国民健康保険料の改定	○	0人（0件）	○								適当	

No	課かい名	対象事項の名称	実施した市民参加の方法										審査会からの評価	
			パブリックコメント		審議会等	懇話会等	ワークショップ等	市民会議	公聴会等		意向調査	その他	評価結果	指摘事項
				人数（件数）						人数（回数）				
14	環境管理課	逗子市環境基本計画行動等指針の策定	○	0人（0件）	○								適当	
15	まちづくり課	逗子市耐震改修促進計画の改定	○	0人（0件）					○	0人（1回）			適当	
16	資源循環課	逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正（事業系一般廃棄物の処理手数料の改定）	○	0人（0件）	○								適当でない	パブリックコメントで公表した内容は手数料設定の考え方に留まっていた。パブリックコメントとは、市の執行機関が案を示すことが必要であり（条例8条1号）、本件手続きはパブリックコメントの要件を満たしておらず、瑕疵ある市民参加手続である。最終的な手数料案を明確にして意見聴取すべきであり、適当でないと言わざるを得ない。
17	都市整備課	JR逗子駅前広場照明施設等整備における設計図書の作成	○	1人（1件）					○	0人（1回）			適当	
18	都市整備課	法定外公共物管理条例の制定	○	0人（0件）					○	0人（1回）			適当	
19	河川下水道課	災害対策としてのマンホールトイレシステム設置計画の策定	○	0人（0件）					○	96人（6回）			適当	市民参加の方法を変更した際に、再度市民参加制度審査会に諮らなかったことは手続き上の問題がある。ただし、実施した市民参加手続きの内容については適当と判断する。なお、避難所運営委員会への説明会は広く周知をしていないことから、「その他」に調査書を変更すること。
20	学校教育課	逗子市学校教育総合プラン策定	○	41人（154件）		○							適当	懇話会の公募市民割合について、今回は条例改正時の運用の経過措置として問題ないこととするが、今後懇話会を開催する際は、アドバイザーも構成員に含めた上で、公募市民割合が構成員の5分の1以上となるよう調整されたい。また、当該案件は市民の関心も高いものであると考えるので、次回策定の際は、今回実施した市民参加手続きに加え、幅広く市民意見を聴取する方法も実施されたい。なお、パブリックコメントにおいて、提出意見161件に対し83件採用し素案を修正したことは、市民意見を活かす姿勢が伺え、高く評価する。

■その他、審査会から意見
1. 審議会等及び懇話会等において、公募市民の割合が構成員の5分の1未満となる場合は、市民参加条例第10条第1項に規定する特別の支障について、調査書に記載をされたい。
2. 市民参加手続きの周知を行う際は、周知期間についても充分に考慮し、広報ずしの掲載月等を工夫すること。また、来年度以降評価を受ける際には、調査書に広報ずしの掲載月やホームページの更新日も記載すること。
3. 市民参加手続きガイドラインでも規定しているとおり、意向調査や公聴会等を行った際は、パブリックコメントと同様に、実施結果を必ず公表すること。
4. パブリックコメントにおける案の公表内容について、適当でないとした案件があったが、逐条解説でもパブリックコメントは、意思決定を行う最終段階で実施することを原則としており、
最後の意見聴取の機会とも言える。そのため、パブリックコメントにかける段階では、使用料・手数料であれば金額など、具体的な最終案を示した上で、実施されたい。
なお、適当でないとされたことを踏まえた今後の対応策を検討し、速やかに必要な措置を講じたうえで、本審査会に報告することを求める。